平成２９年（フ）第１５７９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4639番地３
債務者　田中　香織（旧姓梅野）
１　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８５号
福岡県糸島市前原東１丁目10番48―105号
債務者　林　幹興
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９４号
福岡県糟屋郡志免町志免東３丁目６番24号　メゾンＫ・Ｔ101号
債務者　吹本　遥香
１　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６１２号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼２丁目７番１号　ハイカムールＭＯＲＩ　Ａ202号
債務者　糸山　慶子（旧姓三石）
１　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２０号
福岡市早良区小田部２丁目19番１号
債務者　關　勝紀
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８３号
仙台市青葉区梅田町１番20―409号
債務者　荻野　洋一
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
茨城県かすみがうら市下稲吉1822番地２
債務者　遠藤真理子
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８９号
茨城県土浦市神立中央５丁目14番14号　エクセレンス202、前住所茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目９番15号　グランドアーサーＡ―203
債務者　重藤　宏（旧姓櫻井）
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
滋賀県長浜市十里町222番地21　アムール十里202号室
債務者　松木平一樹
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
滋賀県長浜市新栄町725番地19
債務者　小宮路直也
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
滋賀県長浜市神照町840番地
債務者　西村ミサオ
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
滋賀県長浜市神照町840番地
債務者　山本　敏明
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第７９３号
京都市下京区岩上通高辻下る吉文字町462番地１　アスヴェル京都堀川高辻　301号
債務者　清水　美梨
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３３号
京都市上京区土屋町通一条下る東西俵屋町668番地12
債務者　萬田　靜江
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市飾磨区中島３丁目108番地　ナカヤコーポＥ棟６号
債務者　中村　容子
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４３３号
兵庫県高砂市神爪２丁目４番18―501号メゾン前田
債務者　大塚　佳織
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部